

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

〔制定 昭和60年公安委員会規則第2号
改正 平成5年公安委員会規則第6号、平成10年公安委員会規則第8号
平成11年公安委員会規則第1号、平成14年公安委員会規則第6号
平成16年公安委員会規則第1号〕

(原文縦書き)

(目的)

第1条 この規則は、岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年岐阜県条例第33号。以下「条例」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(風俗営業の許可に係る営業の制限地域の特例)

第2条 条例第3条第2項第1号の公安委員会規則で定める地域は、別表第1に掲げる地域とする。

(風俗営業の営業時間の制限の特例)

第3条 条例第4条第1項第1号の公安委員会規則で定める日は、12月21日から翌年の1月10日までの間の日とする。

2 条例第4条第1項第2号の公安委員会規則で定める日は別表第2の左欄に掲げる日とし、同号の公安委員会規則で定める地域はそれぞれ同表右欄に掲げる地域とする。

(店舗型風俗特殊営業等の禁止区域に係る規則で定める施設)

第4条 条例第10条第2号の公安委員会規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項第1号に規定する都市公園

(2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
附 則(昭和60年2月12日岐阜県公安委員会規則第2号)

1 この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

2 岐阜県風俗営業等取締法施行条例施行規則(昭和34年岐阜県公安委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成5年10月8日岐阜県公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年12月25日岐阜県公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年1月5日岐阜県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日岐阜県公安委員会規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月30日岐阜県公安委員会規則第1号)

この規則中別表第二四月二十日の項の改正規定は平成十六年二月一日から、同表八月十四日から八月十六日までの間の日の項及び八月十七日の項の改正規定は同年三月一日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

岐阜市大字長良福光字寺前	2 5 2 0 番 1 から 2 5 2 0 番 4 まで、2 5 2 0 番 9、2 5 2 0 番 1 1、2 5 2 0 番 2 8、2 5 2 0 番 2 9、2 5 2 0 番 3 3、2 5 2 0 番 3 4、2 5 2 0 番 3 6 から 2 5 2 0 番 4 2 まで及び 2 5 2 0 番 4 9 から 2 5 2 0 番 5 1 まで
岐阜市大字長良福光字猿尾	2 5 2 1 番 1 から 2 5 2 1 番 1 7 まで及び 2 5 2 1 番 2 1 から 2 5 3 2 番 まで
岐阜市大字長良福光字桃林	2 6 9 5 番 1 から 2 6 9 5 番 4 まで
岐阜市大字長良福光字北堤外	1 8 9 9 番 1 から 1 8 9 9 番 3 まで及び 1 9 0 0 番 1 から 1 9 1 6 番 4 まで
岐阜市大字長良福光字馬場	全域
岐阜市早田東町 2 丁目	4 5 番 から 4 9 番 まで及び 5 9 番 から 7 0 番 まで
岐阜市大字長良字南町	1 2 1 番 1 から 1 2 8 番 まで
岐阜市大字長良字鵜飼屋	1 番 1 から 2 番 2 まで、3 番 1、3 番 6、4 番 3、5 番 1、5 番 3 から 5 番 5 まで、6 番 1 から 9 番 1 まで、1 2 番 1 から 1 5 番 1 まで、1 5 番 5、1 6 番 1、1 6 番 6、1 6 番 8、1 8 番 1 から 2 6 番 3 まで、2 7 番 3、2 7 番 1 1、3 2 番 から 4 0 番 2 まで、4 6 番 1、4 7 番 から 5 1 番 2 まで、6 7 番 1 から 6 8 番 1 まで、7 3 番 1 から 7 9 番 1 まで、7 9 番 5、7 9 番 7、8 2 番 1、8 2 番 3、8 3 番、8 4 番 2 から 8 4 番 5 まで、8 4 番 1 0、8 6 番 から 9 2 番 3 まで、9 3 番 3 5、9 3 番 3 6、9 4 番 1、9 4 番 2、9 4 番 2 の 2、9 4 番 6、9 4 番 9 から 9 4 番 1 2 まで、9 4 番 1 6 から 9 4 番 1 8 まで、9 5 番 から 1 2 0 番 2 まで、3 5 9 8 番 1 及び 3 5 9 9 番
岐阜市大字長良字新屋敷	全域
岐阜市大字長良字山先	6 6 9 番 1 から 6 8 9 番 まで、6 9 0 番 1、6 9 0 番 3 から 6 9 0 番 5 まで、6 9 2 番 1 から 6 9 8 番 1 まで、6 9 8 番 2 4、6 9 8 番 2 5、

	6 9 9 番 1、7 0 2 番 1 及び 7 0 6 番 2
岐阜市大字早田字川向	1 9 7 2 番、1 9 7 3 番 1、1 9 7 3 番 2、1 9 7 4 番 3、1 9 7 4 番 5、1 9 7 4 番 6 及び 1 9 7 4 番 8
岐阜市玉井町	1 番 1、2 番 1、3 番 1 及び 3 番 3
岐阜市湊町	1 番 から 2 2 番 1 2 まで、2 5 番 1、3 2 番 から 5 3 番 まで、3 9 0 番 2 から 3 9 1 番 5 まで、3 9 1 番 1 1 から 3 9 7 番 2 まで、3 9 7 番 4、3 9 7 番 6 から 3 9 7 番 9 まで 及び 4 1 2 番 2
岐阜市御手洗	3 9 0 番 2、3 9 0 番 1 5 から 3 9 0 番 1 9 まで、3 9 0 番 2 2、3 9 0 番 2 3、3 9 0 番 2 5、3 9 1 番 5 及び 3 9 1 番 1 0
岐阜市鏡岩	4 0 3 番 1 及び 4 0 3 番 2
岐阜市日野西 1 丁目	1 番 1 から 4 番 1 8 まで
岐阜市日野西 2 丁目	1 番 1 から 8 番 2 まで 及び 1 0 1 番 から 1 0 9 番 まで
岐阜市日野西 3 丁目	1 番 1 から 2 番 2 9 まで 及び 4 番 1 から 5 番 2 4 まで
岐阜市日野北 1 丁目	1 番 1 から 2 番 1 6 まで
高山市上岡本町 1 丁目	1 2 3 番 1、1 2 3 番 2、2 8 4 番 1 から 3 2 7 番 まで、3 6 4 番 から 5 1 0 番 まで、5 9 2 番 から 6 5 1 番 まで、6 5 5 番 から 6 5 8 番 まで、6 9 5 番、6 9 6 番、6 9 9 番 から 7 2 6 番 2 まで、1 0 1 6 番 から 1 0 4 3 番 まで、1 0 4 8 番、1 0 5 0 番 及び 1 0 5 3 番
高山市西之一色町 3 丁目	7 4 5 番 4、7 4 7 番 2、7 4 8 番 2、7 5 0 番 1 から 7 6 0 番 3 まで、7 6 4 番 1 から 7 6 6 番 3 まで、7 7 1 番 1、7 7 1 番 4、7 7 3 番 2 から 7 7 6 番 2 まで、7 7 8 番 1 から 7 8 7 番 2 まで、7 8 9 番、7 9 3 番 6 及び 7 9 8 番 から 9 4 5 番 2 まで

別表第 2 (第 3 条関係)

日	地 域
4 月 2 0 日	飛驒市古川町若宮 1 丁目から 3 丁目まで、新栄町、本町、金森町、片原町、東町、殿町、壱之町、弐之町、三之町、未広町、栄 1 丁目及び 2 丁目、向町 1 丁目から 3 丁目まで、増島町、貴船町、是重 1 丁目及び 2 丁目並びに幸栄町
8 月 1 4 日から 8 月 1 6 日 までの間の日	郡上市八幡町柳町、殿町、職人町、鍛冶屋町、大手町、本町、肴町、橋本町、城南町及び島谷並びに同市白鳥町白鳥
8 月 1 7 日	郡上市八幡町柳町、殿町、職人町、鍛冶屋町、大手町、本町、肴町、橋本町、城南町及び島谷